

四国中央市告示第9号

四国中央市建設工事請負業者の格付け及び選定基準に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年1月18日

四国中央市長 篠原 実

四国中央市建設工事請負業者の格付け及び選定基準に関する要綱の一部を改正する告示

四国中央市建設工事請負業者の格付け及び選定基準に関する要綱（平成21年四国中央市告示第126号）の一部を次のように改正する。

別表第1格付け実施基準第4項に次の1号を加える。

(6) 障害福祉サービス事業所等からの調達実績評定

別表第1格付け実施基準第5項中「(5)により」を「(6)までにより」に改め、次の1号を加える。

(6) 障害福祉サービス事業所等からの調達実績評定

過去2年間において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定に基づく市内の障害福祉サービス事業所又は障害者支援施設と次に掲げる契約を締結した実績を有している場合は、入札参加資格審査申請において提出のあった実績調書に基づき、それぞれ次に定める点数を評点として加算する。

ア 役務の提供を受ける契約（10万円以上のものに限る。） 15点

イ 物品の購入契約（10万円以上のものに限る。） 15点

様式第1号中

総合評点 ①～⑤＝⑥

を

障害福祉サービス事業所等からの調達実績の評点 ⑥	総合評点 ①～⑥＝ ⑦

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の四国中央市建設工事請負業者の格付け及び選定基準に関する要綱の規定は、この告示の施行の日以後に入札の通知又は公告する入札執行分について適用し、同日前に入札の通知又は公告した入札執行分については、なお従前の例による。